

障 企 第 2257 号
令和2年12月16日

福祉部子ども室長様

福祉部障がい福祉室長

大阪府障がい者虐待防止・権利擁護研修に係る周知依頼について

日頃から、障がい福祉行政の推進に御協力をいただきありがとうございます。

障害者虐待防止法において、学校の長、保育所等（保育所、認定こども園及び認可外保育施設）の長、医療機関の管理者は、研修の実施等の間接的防止措置の実施が義務付けられております。

この度、学校の長等の障がい者虐待防止の意識を醸成し、間接的防止措置を適切に果たすことができるようにする観点から、厚生労働省障害福祉課より、令和2年12月4日付け事務連絡にて、今年度の都道府県障がい者虐待防止・権利擁護研修より、本来の研修受講生の受講に差し支えの無い範囲で、学校・保育所等・医療機関・放課後児童クラブ等の関係者も受講対象として検討するよう、【別添1】のとおり依頼がありました。

当室では例年、府内の障がい福祉サービス事業所等を対象に、標記研修を開催しているところです。受講対象者の拡大について検討した結果、本府ホームページ上にて公開しております標記研修資料を、学校・保育所等・医療機関・放課後児童クラブ等の関係者に御確認いただきたく、情報提供することといたしました。

つきましては、関係機関あて御周知いただき、障がい者虐待防止、権利擁護の理解のために御活用くださいますようお願いいたします。

【令和2年度障がい者虐待防止・権利擁護研修 研修資料（大阪府ホームページ）】

※令和3年1月29日（金）までの期間限定公開です。

http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/gyakutai_boushi/kenri_kensyushiryo.html

【連絡先】

大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課権利擁護グループ

担当：山本^{てぐり}・手操

電 話：06-6941-0351（内線6271） 06-6944-6271（直通）

ファクシミリ：06-6942-7215

メールアドレス：YamamotoKan@mbox.pref.osaka.lg.jp